

# ○国立大学法人上越教育大学安全保障輸出管理規程第8条及び 第9条に定める事前確認シート等の提出に係る取扱い

(令和元年9月11日学長裁定)

最終改正 令和5年3月15日

(趣旨)

- 1 この取扱いは、国立大学法人上越教育大学安全保障輸出管理規程（令和元年規程第52号。以下「規程」という。）第8条に定める事前確認シート及び第9条に定める該非判定及び取引審査票の提出に係る取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(安全保障輸出管理の流れ)

- 2 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における安全保障輸出管理の流れについては、別図の定めるところによる。

(事前確認シート)

- 3 規程第8条に定める事前確認シートを提出しようとする者は、本法人において合理的な安全保障輸出管理を実施するため、次の各号に定める事案毎に、必要な事前確認シートを提出するものとする。

## (1) 貨物輸出・技術提供

海外へ研究・実験機材、試作品等の物品（取扱上は「貨物」という。）※1）を輸出するとき（※2）又は技術を提供するとき（※3）で、それがリスト規制及びキャッチオール規制に該当する（おそれがある）場合は、別記第1号様式の事前確認シート〔貨物輸出・技術提供用〕を提出すること。ただし、外国出張、海外研修の際に普段使用している市販のパソコンやUSBのデータ等を自己使用目的（※4）のために海外へ持ち出し、誰にも提供することなく持ち帰るときは、提出を要しない。

また、経済産業大臣への許可申請が必要となる場合は、手続に3か月程度を要するため、手続期間を考慮の上、速やかに別記第1号様式を提出すること。

なお、輸出の際に、外国出張、海外研修を伴う場合は、第3号に規定する事前確認シートも併せて提出すること。

【注】※1 「貨物」とは、船便、航空便等で運搬する荷物を考えがちだが、航空機等の手荷物として携行するパソコン、USBなど海外に持ち出す全ての物品が含まれる。

※2 「輸出」とは、海外の機関へ貨物を提供すること及び海外に貨物を持ち出すこと（航空機等の手荷物として携行する場合も含む）であり、持ち出した貨物は基本的に国内へ持ち帰らなければならない。

また、私事渡航の際は、本法人の規程は適用されないが、経済産業省の許可が必要な貨物を許可無く持ち出すことは法令で禁止されている。

なお、本学が所有する物品を無断で持ち出すことはできない。

※3 「技術を提供」とは、国内外を問わない。外国出張等の際に海外において提供する場合、日本国内からメール・郵便等で外国へ提供する場合のほか、日本国内において入国してきた外国人に提供する場合などが該当する。

※4 「自己使用目的」は、自分が学会で発表するためのもの（発表後はその内容

が公になるもの), 個人レベルで行った海外調査の結果等を自身で取りまとめて誰にも提供することなく持ち帰る場合などが該当する。

(2) 国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等の受入

海外の企業や研究機関等との共同研究や海外からの受託研究, 寄付金, 助成金等を受け入れるときは, 別記第2号様式の事前確認シート〔国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等受入用〕を提出すること。

また, 貨物の輸出や技術の提供が生じた場合は, 別記第1号様式も併せて提出すること。

(3) 外国出張・海外研修

外国出張, 海外研修によるときは, 別記第3号様式の事前確認シート〔外国出張・海外研修用〕を提出すること。ただし, 私事渡航であるときは提出を要しない。

また, 研究・実験機材や試作品等の輸出(航空機等の手荷物として携帯する場合を含む。)や技術を提供する場合は, 別記第1号様式も併せて提出すること。

(4) 外国人留学生の受入

外国人留学生を受け入れるときは, 受入予定教員は別記第4号様式の事前確認シート〔留学生受入用〕を提出すること。ただし, 日本国の国費留学生, 学部学生(正規生)及び特別聴講学生として受け入れる者については, 事前確認シートの作成を省略することができる。

(5) 外国人研究者等の受入

国際交流協定に基づく外国人研究者や国際協力機関からの外国人研修生(外国人研究者)を受け入れるときは, 受入教員は別記第5号様式の事前確認シート〔外国人研究者等受入用〕を提出すること。

なお, 複数の外国人研究者等を短期に受け入れる場合で, 受入目的・内容が同一であっても別記第5号様式の提出を要するが, 同様式の作成にあたって「氏名」, 「国籍」及び「3. 確認項目」の一覧を別紙として添付することを可能とする。

(該非判定及び取引審査票)

(特定類型該当性に関する誓約書)

4 新たに雇用される役職員等は, 特定類型該当者に該当するか否かを確認するため, 別記第6号様式の外国為替及び外国貿易第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書に記載し, 輸出管理統括責任者に提出しなければならない。

5 規程第9条に定める該非判定及び取引審査票を提出しようとする者は, 技術の提供又は貨物の輸出(以下「取引」という。)を行うことになった経緯, 取引の相手方, 取引の目的等, 当該取引の内容を, 別記第7号様式の貨物・技術の該非判定及び取引審査票に記載し提出すること。

(その他)

6 この取扱いに定めるもののほか, この取り扱いの実施に関し必要な事項は, 規程第6条に定める輸出管理統括責任者が別に定める。

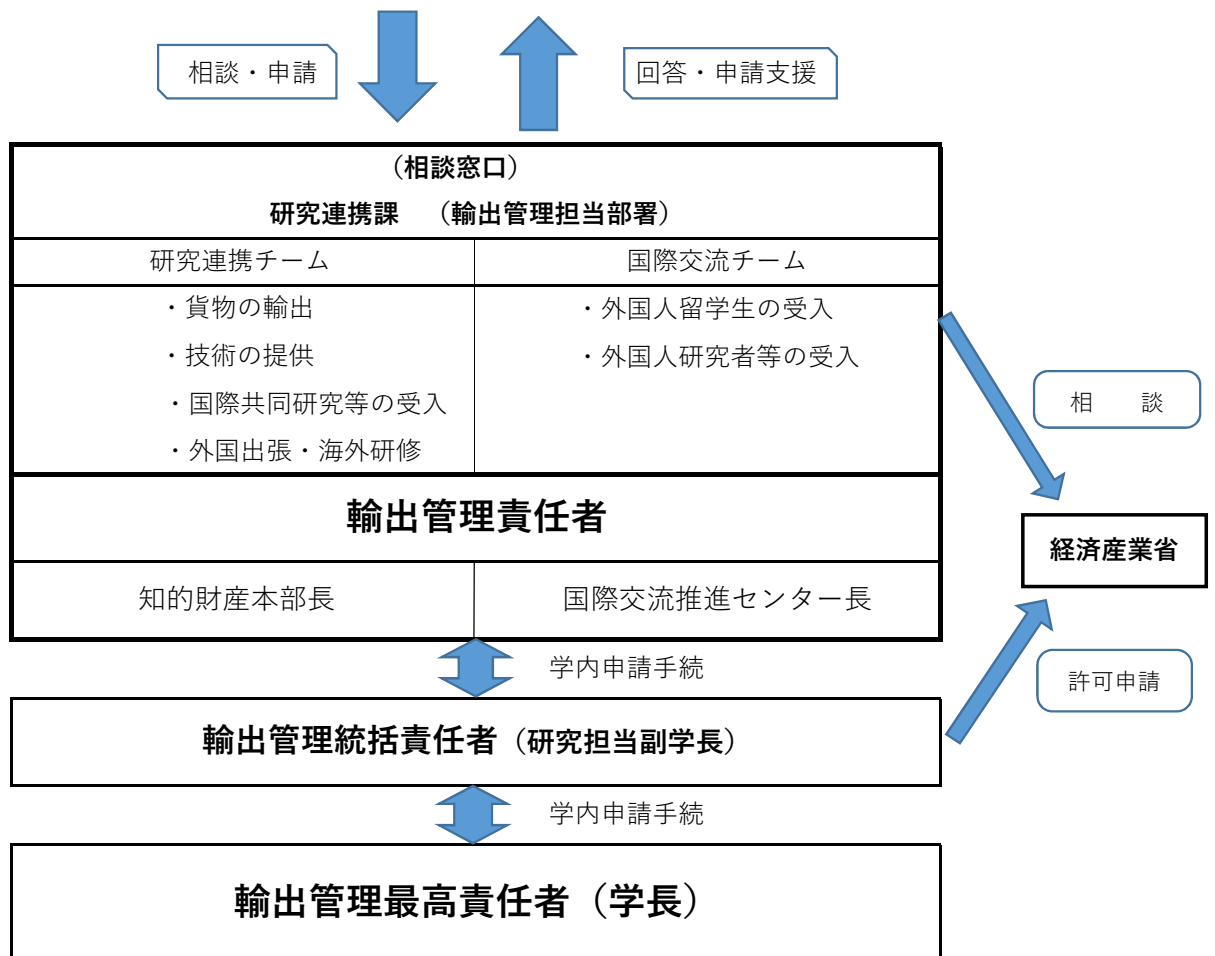
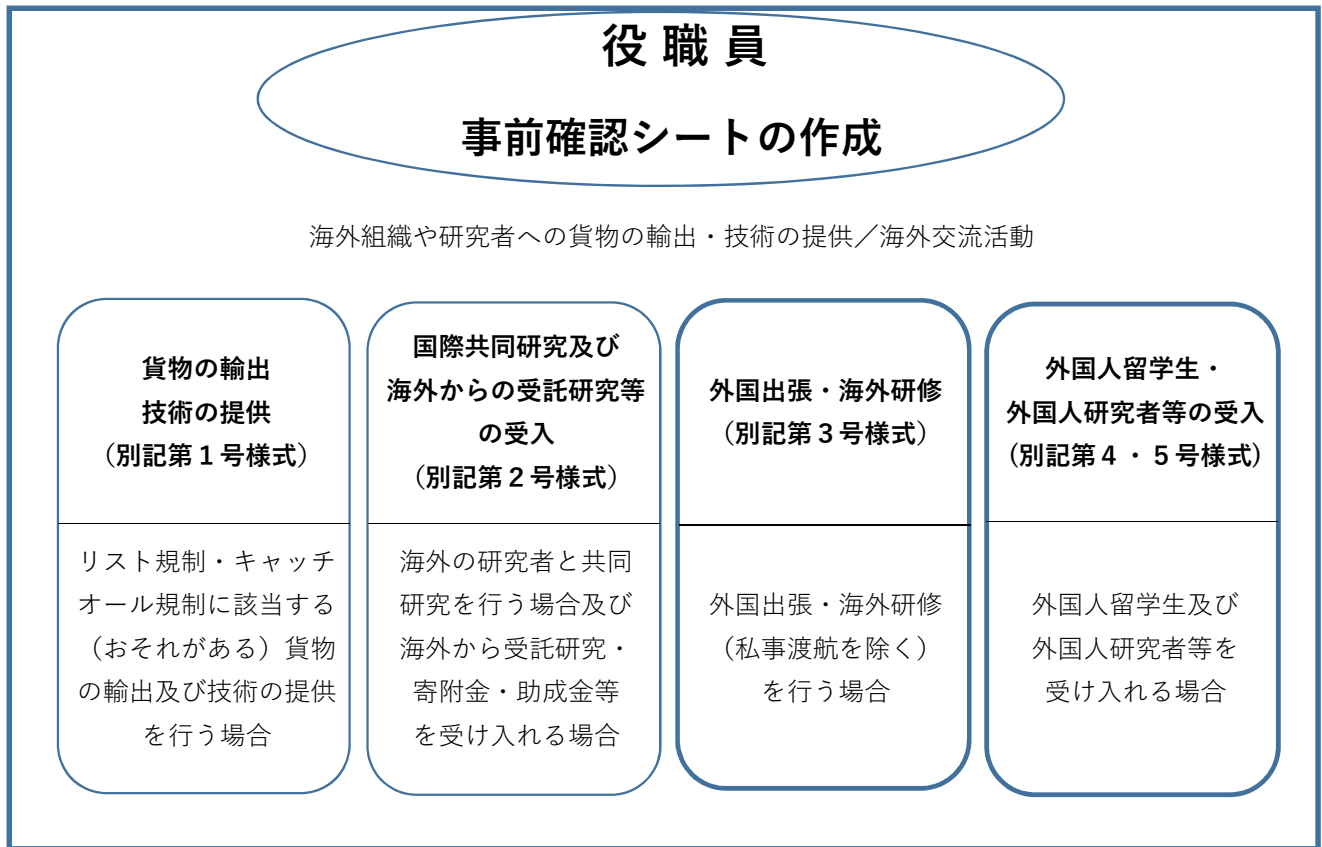
付 記

この取扱いは, 令和元年10月1日から実施する。

付 記 (令和5年3月15日)

この取扱いは, 令和5年3月15日から実施する。

## 上越教育大学における安全保障輸出管理申請の流れ



### 事前確認シート〔貨物輸出・技術提供用〕

申請者 職名・氏名		所属		内線
送 送 方 法	<input type="checkbox"/> EMS <input type="checkbox"/> 航空便 <input type="checkbox"/> 国際宅急便 <input type="checkbox"/> その他（ 発送予定日 年 月 日			
貨物・技術の分類	<input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 技術（ <input type="checkbox"/> 設計技術 <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> 使用技術 <input type="checkbox"/> プログラム <input type="checkbox"/> その他）			
貨物名又は技術名				
貨物の仕様等 （型名・等級など）	内容（ ）			
	確認資料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 無			
最終仕向地（国名）	国名： _____ <input type="checkbox"/> グループA※1 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域※2 <input type="checkbox"/> その他			
需要者・利用者	名 称			
	所在地			
	* <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠 [ _____ ]			
用途・概要 （貨物の輸出あるいは技術の 内容の概要（400字程度）、 別紙可） なお、資料があれば添付して ください。）				
	確認資料 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無			

（注）貨物の輸出・技術の提供で契約書等の書類がある場合には添付してください。

\* 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ輸出管理担当部署に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

**※1 グループA**

グループAとは、自主管理ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

**※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域**

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・イラク・レバノン・リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

確認項目

※該当する項目の□にチェックを入れてください。

1	<b>相手先は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関ですか？</b> 外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html</a>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
2	<b>相手先は、以下のいずれかに該当しますか？</b> ① 研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、相手先の貨物輸出又は技術提供を受ける者に不審な点がある。 ② 相手先の貨物輸出又は技術提供を受ける者が、将来、軍事関連部門や軍需企業に就職することを入手した文書等によって知っている。 ③ 輸出貨物又は提供技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、相手先が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 ④ 入手した情報等によって、輸出貨物又は提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、または用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 入手した情報等によって、輸出貨物又は提供技術が、外国の軍若しくは警察等又はこれらの機関から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究に用いる、または用いられる疑いがあることを知っている。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 該当又は懸念がある番号： （ ）

（注）網掛けにチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

【知的財産本部確認欄】（事前確認No.      ）

年   月   日

上記、事前確認の内容を確認する。

取引可

該非判定・取引審査の手續を要する

輸出管理責任者 (知的財産本部長)	輸出管理担当部署 (研究連携課)

【理由】

**事前確認シート〔国際共同研究及び海外からの受託研究・寄附金・助成金等受入用〕**

1. 受入代表者情報

代表者職名・氏名	内線
所属部局等	

2. 実務分担者情報（複数人いる場合は全てご記入ください。別紙一覧でも可）

分担者職名・氏名	内線
所属部局等	

3. 外国人研究員や留学生が参加する場合（複数人いる場合は全てご記入ください。別紙一覧でも可）※現時点で判明している者のみ

外国人氏名	国籍
所属	

4. 相手先情報

相手先機関名称	
相手先機関の名称(英文)	
所在国	国名： <input type="checkbox"/> グループA※1 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域※2 <input type="checkbox"/> その他
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 類型該当性の根拠 [ ]

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

5. 研究について ※該当する項目の□にチェックを入れてください

項目の種類：  国際共同研究  海外からの受託研究  海外からの寄附金受入  海外からの研究助成金受入  その他( )

資金の有無：  なし  有り（研究費の出所： )

研究テーマ・内容：

**※1 グループA**

グループAとは、自主管理ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

**※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域**

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・イラク・レバノン・リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

6. 確認項目

※該当する項目の□にチェックを入れてください。

1	相手先は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関ですか？ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html</a>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
2	相手先が以下のいずれかに該当することがありますか。 ① 相手先機関に提供した技術が兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがあることが、得られた情報から明らかである。 ② 入手した情報等によって、相手先機関に提供した技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 ③ 相手先機関は、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究が行われている、あるいは行われている疑いがあることを入手した情報等によって知っている。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 該当又は懸念がある番号： ( )

(注) 網掛にチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

【知的財産本部確認欄】（事前確認No.      ）

年    月    日

上記、事前確認の内容を確認する。

取引可

該非判定・取引審査の手續を要する

輸出管理責任者 (知的財産本部長)	輸出管理担当部署 (研究連携課)

【理由】

## 事前確認シート〔外国出張・海外研修用〕

**※注 大学院学生単独の場合は、指導教員が助言し、大学院学生本人に提出させてください。**

1. 出張者・研修者・受入者

申請者職名・氏名・所属	内線
出張又は研修先	国名： _____ <input type="checkbox"/> グループA※1 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域※2 <input type="checkbox"/> その他
出張又は研修期間	_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日（ _____年 _____月 _____日）
出張又は研修先の受入者	1) 所属
	2) 職名・氏名
	3) 出張又は研修先との関係

2. 出張先・研修先での用務について

1) 出張又は研修における研究内容	国際学会等研究会参加者は <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 1. 不特定多数の者が参加できる国際学会・シンポジウム → <input type="checkbox"/> 発表あり <input type="checkbox"/> 発表なし（情報収集のための参加） <input type="checkbox"/> 2. 上記以外の機会による研究会など → <input type="checkbox"/> 発表あり <input type="checkbox"/> 発表なし（情報収集のための参加） ↓ リスト規制第1項～第15項に該当 <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> 可能性あり→担当者へ連絡 研究内容・発表内容の概要を詳しく記入してください。必要に応じて、参考資料を添付してください。 ※上記「1.」の場合は、記入不要  （注）出張又は研修内容等の詳細について、確認させていただく場合があります。
2) 出張又は研修先に、物品又は技術（情報）の提供が有る場合は、物品名又は技術名を下記に全て記入してください。	

（注）海外への貨物の持ち出しや技術の提供がある場合には、輸出管理担当部署に相談してください。

※1 グループA

グループAとは、自主管理ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・イラク・レバノン・リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

3. 確認項目（不特定多数の者が参加できる国際学会、シンポジウムに参加のみで発表がない場合は以下記入不要。）

※該当する項目のに必ずチェックを入れてください。

1	<b>相手先は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関ですか？</b> 外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国、2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html</a>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
2	<b>相手先は、以下のいずれかに該当しますか？</b> ① 研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、相手先の技術の提供を受ける受入者に不審な点がある。 ② 相手先の技術の提供を受ける受入者が、将来、軍事関連部門や軍需企業に就職することを入手した文書等によって知っている。 ③ 提供しようとする技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、相手先が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 ④ 入手した情報等によって、提供しようとする技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、または用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 入手した情報等によって、提供しようとする技術が、外国の軍若しくは警察等またはこれらの機関から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究に用いる、または用いられる疑いがあることを知っている。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 該当又は懸念がある番号： （      ）

（注）網掛けにチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

【知的財産本部確認欄】（事前確認No. \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

上記、事前確認の内容を確認する。

出張・研修可

該非判定・取引審査の手续を要する

輸出管理責任者 （知的財産本部長）	輸出管理担当部署 （研究連携課）

【理由】	



## 事前確認シート〔留学生受入用〕

留学生等の受入を決定する前までに受入関係者が本書類を作成して提出してください。

**なお、日本国の国費留学生、学部学生（正規生）及び特別聴講学生については、事前確認シートの作成を省略することができます。**

- ・氏名及び国籍は必須ですが、卒業大学、修了大学院及び職歴があれば表示してください。
- ・受入期間、受入教員、在籍大学・所属機関などは、受入許可審議資料の添付でも足りません。
- ・ただし、「懸念国、または武器禁輸国・地域」又は、「3. 確認項目」の「a」欄の「外国ユーザーリスト」にあてはまる場合には、慎重に判定してください。

### 1. 受入関係者

申請者職名・氏名	内線
所属	

### 2. 留学生（大学院生・研究生）について

氏名			
国籍	国名： _____ <input type="checkbox"/> グループA※1 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域※2 <input type="checkbox"/> その他		
身分	<input type="checkbox"/> 大学院学生（正規生） <input type="checkbox"/> 研究生		
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③ 類型該当性の根拠〔 _____ 〕		
上越教育大学に <b>受入前</b> について (最終の学歴又は職歴を記入してください。添付資料でも可)	① 大学名、研究機関名又は企業名		
	② 学部・学科・専攻・学年		
	③ 所属期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
上越教育大学に <b>受入後</b> について	① 研究科・専攻		
	② 指導教員名		
	③ 受入（予定）期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
	④ 入国予定日又は入国日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ( <input type="checkbox"/> 入国済 <input type="checkbox"/> 入国予定 )	
研究テーマ及び提供 予定の技術（教育）の 内容について	1) 研究テーマ（別紙可）		
	2) 提供する技術（教育）の内容（別紙可、技術内容が詳しく分かるように、必ずご記入をお願いいたします。資料等ありましたら、添付をお願いいたします。）		
	<b>(注) 提供する技術（教育）の内容について、詳細を確認させていただく場合があります。</b>		
出国時の対応	留学期間終了後の留学生等の雇用先が、明らかである場合はご記入ください。 なお、受入期間終了後及び受入期間中における留学生の出国時の持出貨物・技術は輸出管理責任者に報告させ、外為法等を遵守することを徹底させてください。		

\* 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ輸出管理担当部署に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

### ※1 グループA

グループAとは、自主管理ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

### ※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・イラク・レバノン・リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

### 3. 確認項目

※該当する項目の□にチェックを入れてください。

a	留学生は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関に所属する者（過去に所属していた場合を含む）ですか？ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html</a>	□いいえ	□はい
b	留学生は、以下のいずれかに該当しますか？ ① 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、留学生に不審な点がある。 ② 留学生が、将来本国に帰国後、軍事関連部門や軍需企業に就職することを知っている。 ③ 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、留学生が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 ④ 入手した情報等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 留学生が所属する（していた）外国の軍若しくは警察等で、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究が行われている、あるいは行われている疑いがあることを入手した情報等によって知っている。	□いいえ	□はい 該当又は懸念がある番号： ( _____ )

(注) 網掛けにチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

【国際交流推進センター確認欄】（事前確認No.     ）

年   月   日

上記、事前確認の内容を確認する。

受入可

該非判定・取引審査の手続を要する

輸出管理責任者 (国際交流推進センター長)	輸出管理担当部署 (研究連携課)

【理由】
------

### 事前確認シート〔外国人研究者等受入用〕

**※注1：JSPS、JST、JICAなどの招へい事業で複数人数同時に受入の場合は、引率者を含む名簿、全行程の日程表、事業概要のコピー添付のみで、2.（受入研究者等）、3.（確認項目）、4.（研究内容）の記入は不要です。**  
**※注2：研究者等の所属（留学生から外国人研究者となる場合を含む。）が変わる場合にも提出してください。**

1. 外国人研究者等の受入教員

職名・氏名	所属	内線
-------	----	----

2. 受入研究者等(上越教育大学外国人研究者規程第3条に基づく「別記様式」を添付する場合は、記入不要。)

訪問等の目的	<input type="checkbox"/> 視察・見学 <input type="checkbox"/> 表敬訪問等 <input type="checkbox"/> 打合わせ <input type="checkbox"/> その他 (       )		
氏名			
国籍	国名： _____ <input type="checkbox"/> グループA※1 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域※2 <input type="checkbox"/> その他		
現職又は直近の職(学歴)	※添付資料でも結構です。		
受入詳細 (可能な範囲で記入してください。)	1) 入国予定日又は入国日	年 月 日	( <input type="checkbox"/> 入国済 <input type="checkbox"/> 入国予定 )
	2) 受入 (予定) 期間	年 月 日 ~	年 月 日 ( 年 ヵ月 日 )
特定類型該当性	<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③    類型該当性の根拠〔       〕		

\* 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ輸出管理担当部署に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

※1 グループA

グループAとは、自主管理ができる国で、アルゼンチン・オーストラリア・オーストリア・ベルギー・ブルガリア・カナダ・チェコ・デンマーク・フィンランド・フランス・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリア・ルクセンブルク・オランダ・ニュージーランド・ノルウェー・ポーランド・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・アメリカ合衆国の26カ国が認められている。

※2 懸念国、または国連武器禁輸国・地域

懸念国とは、イラン・イラク・北朝鮮をいい、国連武器禁輸国・地域とは、アフガニスタン・中央アフリカ・コンゴ民主共和国・エリトリア・イラク・レバノン・リベリア・リビア・北朝鮮・ソマリア・スーダンをいう。

3. 確認項目

※該当する項目の□にチェックを入れてください。

1	<b>受入研究者等は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関に所属する者（過去に所属していた場合を含む）ですか？</b> 外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関が属している国・地域は、アフガニスタン・アラブ首長国連邦・イスラエル・イラン・インド・エジプト・北朝鮮・シリア・台湾・中国・パキスタン・香港・レバノンの11カ国2地域です。これらの国・地域に該当する場合、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関かどうか、経済産業省安全保障貿易管理HPからも確認できます。 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html</a>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
2	<b>受入研究者等は、以下のいずれかに該当しますか？</b> ① 受入打診前に研究分野や内容を変更したり、頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等、受入研究者等に不審な点がある。 ② 受入研究者等が、将来本国に帰国後、軍事関連部門や軍需企業に就職することを知っている。 ③ 提供技術が、兵器等の開発に用いられる、または用いられる疑いがある。または、受入研究者等が所属する（していた）機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、得られた情報から明らかである。 ④ 入手した情報等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 ⑤ 受入研究者等が所属する（していた）外国の軍若しくは警察等で、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機の開発等、宇宙に関する研究が行われている、あるいは行われている疑いがあることを入手した情報等によって知っている。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい 該当又は懸念がある番号：(       )

(注) 網掛にチェックが入った場合は、計画段階で輸出管理担当部署に相談してください。

4. 研究内容

受入研究者等の研究内容	1) 本学で実施する研究概要（別紙可）
	2) 当該研究者等が来学前に行っていた研究の概要（別紙可、400字程度、参考資料があれば添付してください。）
出国時の対応	受入期間終了後の研究者等の雇用先が、明らかである場合はご記入ください。 なお、受入期間終了後及び受入期間中における研究者の出国時の持出貨物・技術は輸出管理責任者に報告させ、外為法等を遵守することを徹底させてください。

【国際交流推進センター確認欄】（事前確認No.      ）

年   月   日

上記、事前確認の内容を確認する。

受入可

該非判定・取引審査の手續を要する

輸出管理責任者 (国際交流推進センター長)	輸出管理担当部署 (研究連携課)

<b>【理由】</b>
-------------

別記第6号様式（第4項関係）

**外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための  
特定類型該当性に関する誓約書**

輸出管理統括責任者 殿

年 月 日

住所

氏名

私は、貴法人が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴法人の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結し

ており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

- (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

## 貨物・技術の 該非判定・取引審査票

### 1. 基本情報

所属		申請者職名・氏名	
分野・研究室等		※ 連絡担当者氏名	
研究分野		電話（内線）	
E-mail			

※申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者氏名欄にご記入の上、連絡担当者のE-mail及び内線をご記入ください。

技術提供又は貨物の輸出（以下「取引」といいます）を行うことになった経緯、取引の相手方、取引の目的等、当該取引の内容について以下にご記入ください。記載欄不足の場合は「別紙のとおり」と記載の上、添付する別紙に記載してください。提出は、根拠資料を添付の上、輸出管理担当部署（研究連携課）までお願いします。

#### 《申請者記入欄》

仕向国（経路）	（経路： _____ → _____）		
相手先 ※該当しない項目は 空欄とする	名称		
	代表者		
	所在地（国名）		
	事業内容		
	* <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠 [ _____ ]		
最終需要者（利用者） ※相手方と異なる場合のみ記載	名称		
	住所		
	* <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠 [ _____ ]		
輸出管理区分 （取引の目的・きっかけ）	<b>貨物の輸出・技術の提供</b>		
	<input type="checkbox"/> 成果物提供契約締結 <input type="checkbox"/> 秘密保持契約締結 <input type="checkbox"/> 研究試料・サンプル送付 <input type="checkbox"/> 装置等送付		
	<b>共同研究・受託研究・寄附金・助成金等の受入</b>		
	<input type="checkbox"/> 共同研究契約締結 <input type="checkbox"/> 受託研究契約締結 <input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> その他( _____ )		
	<b>留学生の受入</b>		
	<input type="checkbox"/> 学術交流協定 <input type="checkbox"/> 留学生受入		
	<b>研究者の受入等（研究者間の共同研究も含む）</b>		
	<input type="checkbox"/> 学術交流協定 <input type="checkbox"/> 外国人研究者受入 <input type="checkbox"/> 客員研究員受入 <input type="checkbox"/> 来訪者受入		
	<b>外国出張・外国研修</b>		
	<input type="checkbox"/> 会議・シンポジウム等への出席・参加・主催		
取引行為	<input type="checkbox"/> 技術の提供		







## 2) 貨物の輸出

貨物の名称		
貨物の品番 ・型番・等級		
数量 (単位)	( )	
価 額	¥ —	
概要・仕様等 具体的内容 ※メーカー名・連絡先・カ タログ・仕様書があれば 添付してください。		
申 請 者 の 該 非 確 認 結 果	【該当】	<input type="checkbox"/> 該当
	輸出令 別表第1項番	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号
	貨物等省令	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号
	【非該当】	<input type="checkbox"/> 非該当
	非該当とした 理由	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表第1の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ( )
【不明】	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	
確認の根拠	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

1)-3 規制の許可例外の確認  
掲載方法を確認すること：別紙で確認して確認結果のみを記載してもらうこともできる。

1)-4 貨物の第16項の中欄の確認  
掲載方法を確認すること：別紙で確認して確認結果のみを記載してもらうこともできる。

### 3 キャッチオール規制チェック

#### 3-1. 通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト

(国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2の国・地域)向けの場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書、図画若しくは電磁的記録媒体に記載、記録されているか。また、輸入者等から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○をつけること。)

通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く))の開発、製造又は使用	はい・いいえ
--	--------

「はい」の場合は、3-2のチェックを行ってください。

### 3-2. 用途要件の除外に関するチェックリスト

「3-1」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

（※）別表

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
  - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
  - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

3-3. 大量破壊兵器等補完規制に係る「用途」チェックリスト  
 (非グループA向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○をつけること。)

	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

3-4. 大量破壊兵器等補完規制に係る「需要者」チェックリスト  
 (非グループA向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

① 外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○をつけること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、3-5のチェックを行ってください。

② 需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、3-5のチェックを行ってください。

3-5. おそれ省令第2号及び第3号又はおそれ告示第2号及び第3号に定める「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリスト

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」に○をつける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・-
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦ 異常に大量のスぺアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑧ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑩ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑪ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑬ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・-
	⑮ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・-
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑯ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の（3）に掲げる核兵器等の開発に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。	はい・いいえ・-
その他	⑰ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・-

4 知的財産本部、国際交流推進センター 記入欄

取引審査 No. ( )		受理年月日： 年 月 日										
該非判定・取引審査欄 (知的財産本部、国際交流推進センター)	貨物	<input type="checkbox"/> 該当	項番		<input type="checkbox"/> 非該当							
			省令									
	技術	<input type="checkbox"/> 該当	項番		<input type="checkbox"/> 非該当							
			省令									
相手先	<input type="checkbox"/> 相手方がグループA→非該当でグループAなら用途に関係なく規制対象外 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 (下記の国名もチェック) <input type="checkbox"/> アフガニスタン <input type="checkbox"/> 中央アフリカ <input type="checkbox"/> コンゴ民主共和国 <input type="checkbox"/> エリトリア <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> レバノン <input type="checkbox"/> リビア <input type="checkbox"/> リベリア <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> ソマリア <input type="checkbox"/> スーダン <input type="checkbox"/> 懸念国 ( <input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> 北朝鮮 ) <input type="checkbox"/> 外国ユーザーリスト (組織名 ) ( 国・地域名 <input type="checkbox"/> アフガニスタン <input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦 <input type="checkbox"/> イスラエル <input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> エジプト <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> シリア <input type="checkbox"/> 台湾 <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> パキスタン <input type="checkbox"/> 香港 <input type="checkbox"/> レバノン )											
	<input type="checkbox"/> 需要者に関する質問項目 (ホワイト国を除く) で「はい」が一つでもある。											
	大量破壊兵器の懸念 <input type="checkbox"/> 該当 ( ) <input type="checkbox"/> 非該当											
	その他軍事用途 <input type="checkbox"/> 該当 ( ) <input type="checkbox"/> 非該当											
	用途	<input type="checkbox"/> 用途に関する質問項目 (「明らかガイドライン」と「用途要件の除外」を除く) で「はい」が一つでもある。 <input type="checkbox"/> 明らかガイドラインのチェック欄は全て「はい」となっている。 <input type="checkbox"/> 貨物又は提供する技術が懸念品目リストに該当する。										
		大量破壊兵器の懸念 <input type="checkbox"/> 該当 ( ) <input type="checkbox"/> 非該当										
		<input type="checkbox"/> 用途要件の除外のチェック欄に「はい」が一つでもある。										
		その他軍事用途 <input type="checkbox"/> 該当 ( ) <input type="checkbox"/> 非該当										
	経済産業大臣からの通知 (インフォーム)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
	審査結果欄	<input type="checkbox"/> 取引承認 <input type="checkbox"/> 例外規定 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">技術</td> <td><input type="checkbox"/> 必要最小限技術 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> プログラム特例 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td><input type="checkbox"/> 無償特例 ( ) <input type="checkbox"/> 少額特例 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 暗号特例 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>					技術	<input type="checkbox"/> 必要最小限技術 ( )	<input type="checkbox"/> プログラム特例 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )	貨物	<input type="checkbox"/> 無償特例 ( ) <input type="checkbox"/> 少額特例 ( )
技術		<input type="checkbox"/> 必要最小限技術 ( )										
		<input type="checkbox"/> プログラム特例 ( )										
		<input type="checkbox"/> その他 ( )										
貨物		<input type="checkbox"/> 無償特例 ( ) <input type="checkbox"/> 少額特例 ( )										
		<input type="checkbox"/> 暗号特例 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )										
<input type="checkbox"/> 規制対象外												
<input type="checkbox"/> 経済産業大臣の許可が得られた場合には、取引を承認する。												
<input type="checkbox"/> 取引不可												
【審査結果理由】												

輸出管理責任者	輸出管理担当者
年 月 日	年 月 日
⑩	⑩

統括結果責任者	<input type="checkbox"/> 取引承認 ( 経済産業大臣の許可: <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ) <input type="checkbox"/> 取引不可
	【審査結果理由】

輸出管理統括責任者
年 月 日
⑩